

地域密着型通所介護（アクティブDAYいぶき）重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供するに当たり、事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人 金太郎の家
- 2) 所在地 出雲市斐川町学頭1511番地1
- 3) 代表者 理事長 阿食 かをる
- 4) 電話番号 0853-72-5110
- 5) 設立日 平成26年 1月 30日

2. 事業所

- 1) 種類 地域密着型通所介護事業所
出雲市指定事業所番号 (3290400740)
- 2) 名称 アクティブDAYいぶき
- 3) 目的 当事業所は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営まれるよう支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。
- 4) 所在地 出雲市斐川町学頭1511番地1
- 5) 電話番号 0853-72-5110
- 6) 開設日 令和 4年 2月 1日
- 7) 利用定員 13名（介護予防利用者を含む）
- 8) 運営方針
イ) 事業所の通所介護従事者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った地域密着型通所介護の提供に努めます。
ロ) 通所介護の提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境等を踏まえて、必要に応じその特性に対応したサービスの提供をおこないます。
ハ) 地域密着型通所介護については、常にその質の評価をおこない、その改善を図ります。
- 9) 管理者 稲垣 長郷

3. 実施地域

出雲市

4. 職員の配置

通所介護を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職 種	職 務 の 内 容	(兼務あり)
管 理 者	施 設 の 管 理 ・ 統 括	1 名
生 活 相 談 員	生 活 指 導 ・ サ ー ビ ス の 計 画	8 名
看 護 職 員	健 康 ・ 衛 生 状 態 の 管 理	4 名
介 護 職 員	日 常 生 活 面 の 援 助	2 3 名
(兼)機能訓練指導員	機 能 訓 練 ・ リ ハ ビ リ	7 名

5. 営業日及び営業時間

1) 営 業 日 毎 週 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 曜 日

(但し、12月31日～1月3日は除く)

2) 営 業 時 間

① 火、木、金、土曜日 午前9時15分～午後4時30分まで

※利用者がやむをえぬ理由により利用時間の延長を希望する場合、10時間を限度に延長可。(自費による)

② 月、水曜日 午前9時15分～午後0時30分

③ 月、水曜日 午後1時25分～午後4時30分

6. 提供するサービスとサービス利用料金

1) 介護保険の給付の対象となるサービス

基本サービス(健康チェック、機能回復訓練、日常生活上の介護、趣味活動、地域交流、送迎)

入浴サービス(① ②のみ)

2) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(利用料金は、ご利用者の要介護度によって異なります。)

< 1回あたり >

ご利用時間	自己負担額 (1割)		自己負担額 (2割)		自己負担額 (3割)	
3時間以上 4時間未満	要介護1	415円	要介護1	830円	要介護1	1,245円
	要介護2	476円	要介護2	952円	要介護2	1,428円
	要介護3	538円	要介護3	1,076円	要介護3	1,614円
	要介護4	598円	要介護4	1,196円	要介護4	1,794円
	要介護5	661円	要介護5	1,322円	要介護5	1,983円
4時間以上 5時間未満	要介護1	435円	要介護1	870円	要介護1	1,305円
	要介護2	499円	要介護2	998円	要介護2	1,497円
	要介護3	564円	要介護3	1,128円	要介護3	1,692円
	要介護4	627円	要介護4	1,254円	要介護4	1,881円
	要介護5	693円	要介護5	1,386円	要介護5	2,079円
5時間以上 6時間未満	要介護1	655円	要介護1	1,310円	要介護1	1,965円
	要介護2	773円	要介護2	1,546円	要介護2	2,319円
	要介護3	893円	要介護3	1,786円	要介護3	2,679円
	要介護4	1,010円	要介護4	2,020円	要介護4	3,030円
	要介護5	1,130円	要介護5	2,260円	要介護5	3,390円
6時間以上 7時間未満	要介護1	676円	要介護1	1,352円	要介護1	2,028円
	要介護2	798円	要介護2	1,596円	要介護2	2,394円
	要介護3	922円	要介護3	1,844円	要介護3	2,766円
	要介護4	1,045円	要介護4	2,090円	要介護4	3,135円
	要介護5	1,168円	要介護5	2,336円	要介護5	3,504円
7時間以上 8時間未満	要介護1	750円	要介護1	1,500円	要介護1	2,250円
	要介護2	887円	要介護2	1,774円	要介護2	2,661円
	要介護3	1,028円	要介護3	2,056円	要介護3	3,084円
	要介護4	1,168円	要介護4	2,336円	要介護4	3,504円
	要介護5	1,308円	要介護5	2,616円	要介護5	3,924円

【加算について】

加算種類	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
入浴加算 (I)	40円/日	80円/日	120円/日
個別機能訓練加算 (I) イ	56円/日	112円/日	168円/日
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
介護職員処遇改善加算 I	利用料×5.9%		
介護職員特定処遇改善加算 I	利用料×1.2%		
サービス提供体制強化加算 II	18円/日	36円	54円

※ ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

3) 介護保険の給付対象とならないサービス

①食費（食材料費、調理費相当）	① 日額 650円（食事代 600円、おやつ代 50円）	
	② 日額 600円（食事代のみ）	
	③ 日額 50円（おやつ代のみ）	
②レクリエーション費	内容により実費を負担いただくこともあります。	
③その他 おむつ等	原則として家庭で準備されたものを使用します。	
④時間延長サービス	延長の利用時間	利用料金
	16:30～17:00 まで	無料
	17:00～18:00 まで	500円
	18:00～19:00 まで	1,000円
	19:00～20:00 まで	1,500円

4) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに料金の合計額を計算し、翌月15日までに利用者に請求します。ご利用者は、その請求金額を20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1. 現金払い
2. 指定口座への振込
3. 自動振替

5) 利用の中止・変更・追加

(1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により通所介護サービスの利用を中止する場合は、サービス提供日の前日までにご連絡ください。変更もしくは新たなサービスの利用を追加する場合には、担当介護支援専門員にご相談の上ご連絡下さい。

(2) サービス利用の変更、追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況により、希望する日にサービスの提供ができない場合もあります。

7. サービス担当者会等での個人情報の取り扱いについて

事業者及び従業者は、介護計画作成のため、又は居宅介護支援事業者等への情報提供のため、サービス担当者会議等にて、ご利用者等の個人情報を用いることがあります。ただし、その場合、事前の同意を文書により得た上でを行い、また、用いる個人情報は必要最小限のものとし、関係者以外に漏洩しません。

8. 緊急時における対応について

(1) 事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族へ連絡をとり、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

(2) 管理者は、状況に応じて、市町村、利用者の係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9. 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的研修の実施

10. 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、下記の窓口で受付けています。

苦情担当者は、受付けた苦情を苦情解決責任者に報告し、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。苦情申し出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

担当窓口	苦情解決責任者	阿食 かをる
	苦情受付担当者	竹内 一子
連絡先： 出雲市斐川町学頭 1511 番地 1		
TEL 0853-72-5110		
Fax 0853-72-5192		
受付時間	随時受け付けます。	

また、苦情処理第三者委員会も設置し、苦情の聴取及び解決に努めています。

第三者委員	宍道 年弘	(連絡先：080-1935-4638)
	三代 美知子	(連絡先：090-7779-9293)
	長瀬 恵子	(連絡先：090-7595-7990)

その他 下記でも苦情の受付が行われています。

○島根県運営適正化委員会

松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2F

(0852-32-5913)

○出雲市役所 高齢者福祉課 介護給付係 (0853-221-6972)

○島根県健康福祉部 高齢者福祉課 (0852-22-5235)

10. 第三者による評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

地域密着型通所介護アクティブDAYいぶきのサービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型通所介護事業所アクティブDAYいぶき

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

(代理人) 住所 氏名 印